

【用語】夫銭―村の夫役に出役できない時に人足賃として徴収した金銭、村の諸費用 等閑―おろそか、いい加減 割賦―わつぷ、割付け 急度―必ず 給々―知行所ごと 向來―以前から今まで 違変―そむくこと 知行所―旗本の領地 山田郡堤村―桐生市堤町

【解説】山田郡荒戸村は、「寛文郷帳」によれば館林藩領に属し、村高一四一五石余であったが、「元禄郷帳」では荒戸村の内として今泉・新町・村松・堤に分かれ、さらに「天保郷帳」では今泉・本宿・村松・堤の四カ村が独立して記されている。この四カ村を含む桐生新町組合一カ村は、寛政六年（一七九四）四月に年貢の取り立て日限を取り決め、夏年貢は六月中旬、秋年貢は九月上旬、年貢米は十一月中旬、さらに年貢永の皆済は十一月末を期限として、その完納を期した。しかし、村々ではその後も年貢の不納や遅延が多かったようである。

この文書は、天保十一年（二八四〇）旗本一人の相給地である旧荒戸村四カ村の名主が、近年乱れていた年貢の納入方法を再確認するため取り交わした議定書である。これによれば、年貢永の皆済は毎年十一月二十日を期限とし、西荒戸三カ村（本宿・村松・堤）から東荒戸の今泉村へ納める分は、西三カ村が知行所ごとに取り立て、逆に今泉村から西三カ村へ納める分は今泉村の五給ごとに取り立てることとした。さらに、その年貢は二十五日に桐生新町で差し引き勘定し、不納者がいた場合は各知行所毎に立て替えて完納することを取り決めた。本来、年貢は村請けで納入するのが原則であるが、このように支配が錯綜する村々では知行所を単位に責任を持たせていたことがわかる。